

資料編

- 第8期介護保険料の設定
- 諮問書
- 答申書
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿
- 糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過
- 介護保険サービス一覧
- 用語解説（五十音順）

第8期介護保険料の設定

1. 介護保険の財源

(1) 介護保険給付費の財源内訳

介護保険事業に必要な法定サービスにかかる給付費はサービス利用時の利用者負担を除き、50%を保険料、50%を公費（税金）で負担します。第8期計画期間（令和3～5年度）においては、65歳以上の方（第1号被保険者）に保険給付費の23%を保険料として負担していただきます。

(2) 地域支援事業費の財源内訳

<介護予防・日常生活支援総合事業>

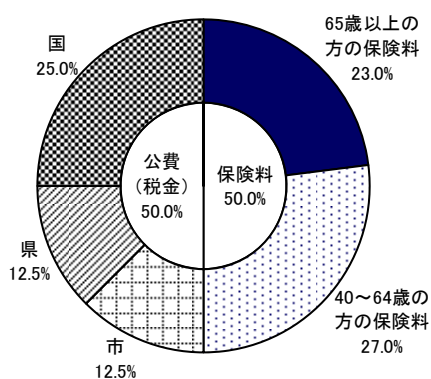
上の介護保険給付費（在宅サービスの場合）と同じです。

<包括的支援事業及び任意事業>

地域支援事業のうち包括的支援事業及び任意事業に要する費用は、23%を第1号被保険者の保険料として負担いただき、77%を公費で負担します。

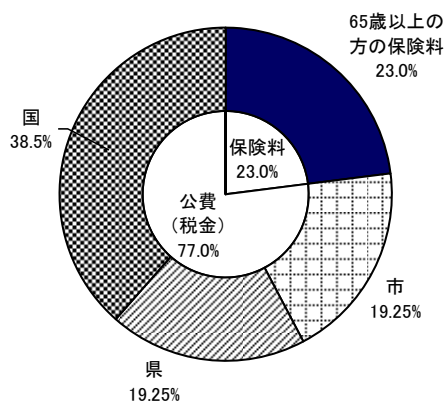
■介護保険給付費の財源内訳

（在宅サービスの場合）



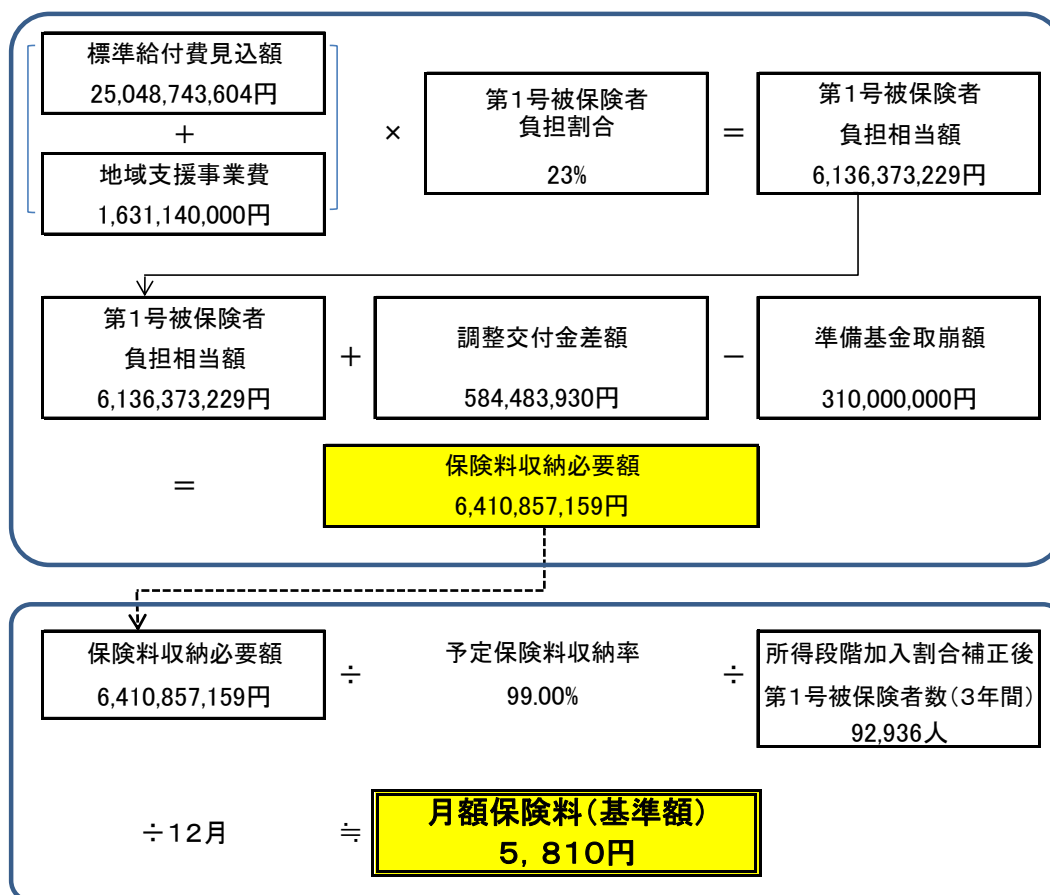
■地域支援事業の財源内訳

（包括的支援事業及び任意事業の場合）



（施設サービスの場合：国20.0%、県17.5%）

2. 介護保険料の決まり方



3. 所得段階別の保険料及び基準額に対する割合

第8期保険料基準額	年額 69,720円	月額 5,810円
-----------	------------	-----------

課税状況	所得段階	対象者	基準額 に対する 割合	第8期 保険料		(参考) 第7期 保険料 (令和2年度)	
				年額 (月額)	年額 (月額)	年額 (月額)	年額 (月額)
非課税世帯	第1段階	老齢福祉年金受給かつ市民税世帯非課税者、生活保護受給者、市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	※0.30	※20,910円 (1,742円)	※20,910円 (1,742円)	※20,910円 (1,742円)	※20,910円 (1,742円)
	第2段階	市民税世帯非課税者で課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超120万円以下の者	※0.50	※34,860円 (2,905円)	※34,860円 (2,905円)	※34,860円 (2,905円)	※34,860円 (2,905円)
	第3段階	市民税世帯非課税者で上記以外の者	※0.70	※48,800円 (4,066円)	※48,800円 (4,066円)	※48,800円 (4,066円)	※48,800円 (4,066円)
課税世帯	本人非課税	第4段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で、課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.90	62,740円 (5,228円)	62,740円 (5,228円)	62,740円 (5,228円)
		第5段階	本人が市民税非課税(世帯に課税者がいる)で上記以外の者	1.00	69,720円 (5,810円)	69,720円 (5,810円)	69,720円 (5,810円)
	本人課税	第6段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円未満の者	1.16	80,870円 (6,739円)	80,870円 (6,739円)	80,870円 (6,739円)
		第7段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が125万円以上210万円未満の者	1.33	92,720円 (7,726円)	92,720円 (7,726円)	92,720円 (7,726円)
		第8段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.65	115,030円 (9,585円)	115,030円 (9,585円)	115,030円 (9,585円)
		第9段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上400万円未満の者	1.95	135,950円 (11,329円)	135,950円 (11,329円)	135,950円 (11,329円)
		第10段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が400万円以上600万円未満の者	2.00	139,440円 (11,620円)	139,440円 (11,620円)	139,440円 (11,620円)
		第11段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が600万円以上800万円未満の者	2.25	156,870円 (13,072円)	156,870円 (13,072円)	156,870円 (13,072円)
		第12段階	本人が市民税課税者で合計所得金額が800万円以上の者	2.30	160,350円 (13,362円)	160,350円 (13,362円)	160,350円 (13,362円)

※低所得者の保険料軽減対策として、第1～第3段階について消費税による公費が投入されています。

(参考)過去の保険料基準額(月額)

第5期 (平成24～26年)	第6期 (平成27～29年)	第7期 (平成30～令和2年)
4,800円	5,320円	5,810円



2糸介第946号
令和2年8月6日

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会長 高野 和良 様

糸島市長 月 形 祐 二

糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について
(諮問)

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会設置規則（平成22年糸島市規則第95号）第2条第1項の規定に基づき、下記のことについて、理由を付して諮問します。

記

1 諮問事項

糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について

2 理由

糸島市において高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、高齢者保健福祉計画及び令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画を一体的に策定する必要があるため。



令和3年1月14日

糸島市長 月形 祐二 殿

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会
会長 高野 和良

糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について（答申）

和2年8月6日付け2糸介第946号で諮問のあった「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定」について、審議を行いましたので答申します。

記

1 諮問事項の審議にあたって

本運営協議会では、平成30年3月に策定された「糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の実施状況や現状の課題などを踏まえ、次期「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定に向けて令和2年8月から5回の協議会を開催してきました。

次期計画では、第7期計画を継承した「地域包括ケアシステムの推進」に向けた取組とあわせて、「地域共生社会の実現に向けた新たな取組」について、集中的に調査・審議を行い、本運営協議会としての意見がまとまりました。

あわせて、第8期の介護保険料についても、被保険者数や要介護認定者数の推移及び介護保険サービスの見込み量等を確認し、慎重に調査・審議を進めたうえで、国の介護報酬改定率0.7%の引き上げ等を反映したところの保険料額の確認を行いました。

2 審議結果

(1) 別添「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）」については、適正なものであると認める。

(2) 別紙「第8期介護保険料（案）」については、適正なものであると認める。

3 附帯意見等

- (1) 「糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」及び次期介護保険料について、広く周知を図るとともに、市民の理解を得るため丁寧かつわかりやすい説明に努めていただきたい。
- (2) 計画の推進にあたり、特に自立支援、重度化防止に向けたケアマネジメントの推進及び認知症施策については、重点的かつ迅速に取り組んでいただきたい。
- (3) 市民が、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられるよう、各種相談機関との連携を推進し、複合・複雑化した課題を有する家庭に対する支援体制をすみやかに構築していただきたい。
- (4) 設置から6か年を経過する地域包括支援センターのあり方については、将来的な後期高齢者や高齢者世帯の状況をふまえて詳細な検討が必要である。
地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営が中長期的に維持されるために、地域包括支援センター運営事業の評価方法についても早急に検証していただきたい。
- (5) 市は、市民が自分の健康に関心を持ち、健康寿命の延伸に向けた健康づくり、生きがいづくり及び早期からの介護予防活動に取り組むよう意識啓発や気運の醸成等を図っていただきたい。

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会委員名簿

区 分	委 員 名	所 属 等
被保険者代表	近 藤 征 生	糸島市シニアクラブ連合会 事務局長
	瀬 戸 益 子	一 般 公 募
	原 田 孝 基	一 般 公 募
	日 高 由美子	糸島市民生委員児童委員協議会
	洞 孝 文	糸島市シルバー人材センター 事務局長
事業者代表	合 原 嵩 子	福 吉 病 院 事 務 長
	井 上 俊 孝	井 上 病 院 理 事
	黒 澤 明	特別養護老人ホーム志摩園 施設長
	平 田 正 直	特別養護老人ホーム富の里 施設長
	山 元 小百合	ケアプランセンターまこと 介護支援専門員
公益代表	◎足 立 宗 久	糸 島 歯 科 医 師 会 専 務 理 事
	扇 清 人	糸 島 市 社 会 福 祉 協 議 会 会 長
	◎高 野 和 良	九州大学大学院人間環境学研究院 教授
	波多江 龍 信	糸 島 医 師 会 理 事
	津 留 正 明	福岡県糸島保健福祉事務所 副所長

◎会長 ○副会長

※任期 令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

糸島市高齢者保健・福祉事業運営協議会の審議経過

開催日		審議内容
第1回	令和2年8月6日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について(諮問)
		・令和元年度事業報告
		・糸島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画進捗状況
		・令和元年度地域包括支援センター事業評価結果
		・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について
第2回	令和2年8月27日(木)	・糸島市介護保険事業の現状について
		・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について ①介護保険サービスの基盤整備について ②日常生活圏域の設定及び地域包括支援センターについて
第3回	令和2年10月7日(水)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (表紙、目次、第1章～第5章)
第4回	令和2年11月24日(火)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (第6章～第8章、資料編)
	令和2年12月4日(金) ～ 令和3年1月5日(火)	・パブリックコメントの実施 閲覧場所：介護・高齢者支援課、情報公開コーナー、各コミュニティセンター、人権センター、男女共同参画センター、市ホームページ
第5回	令和3年1月14日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画について (計画案の最終確認、保険料案、答申案)
	令和3年1月14日(木)	・糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の答申

介護保険サービス一覧

分類	サービス名	サービス内容
居宅サービス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。
	訪問入浴介護 （介護予防訪問入浴介護）	看護職員と介護職員が利用者の自宅を訪問し、持参した浴槽によって入浴の介護を行います。
	訪問看護 （介護予防訪問看護）	看護師等が疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。
	訪問リハビリテーション （介護予防訪問リハビリテーション）	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。
	居宅療養管理指導 （介護予防居宅療養管理指導）	通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し療養上の管理や指導、助言等を行います。
	通所介護 【デイサービス】	通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	通所リハビリテーション 【デイケア】 （介護予防通所リハビリテーション）	通所リハビリテーションの施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	短期入所生活介護 【ショートステイ】 （介護予防短期入所生活介護）	介護老人福祉施設等が、常に介護が必要な方の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。
	短期入所療養介護 【ショートステイ】 （介護予防短期入所療養介護）	介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設が、日常生活上の世話や、医療、看護、機能訓練等を提供します。
	特定施設入居者生活介護 （介護予防特定施設入居者生活介護）	指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。
	福祉用具貸与 （介護予防福祉用具貸与）	車いすや介護ベッド等の日常生活の自立を助ける、または機能訓練のための用具をレンタルします。
	福祉用具購入【特定福祉用具販売】 （介護予防福祉用具購入）	福祉用具販売の指定を受けた事業者が、入浴や排泄に用いる、貸与になじまない福祉用具を販売します。
	住宅改修 （介護予防住宅改修）	手すりの取付けや段差解消等、生活環境を整えるために住宅の小規模な改修を行った場合に、改修費用の一部について給付します。
居宅介護支援 （介護予防支援）	ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。	

分類	サービス名	サービス内容
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	定期的な巡回や随時通報への対応等、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供します。
	夜間対応型訪問介護	夜間において、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
	地域密着型通所介護	通所介護の施設（利用定員19人未満）に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）	認知症の利用者が通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービス等を日帰りで利用します。
	小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組合せ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行います。
	認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）	認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等のサービスを利用します。
	地域密着型特定施設入居者生活介護 （介護予防地域密着型特定施設入居者生活介護）	地域密着型の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等が、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等を提供します。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【特別養護老人ホーム】	入所定員30人未満の介護老人福祉施設が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。
看護小規模多機能型居宅介護	「訪問看護」と「小規模多機能型居宅介護」を組み合わせて提供するサービスです。	
施設サービス	介護老人福祉施設 【特別養護老人ホーム】	常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等を提供します。
	介護老人保健施設	在宅復帰を目指している方の入所を受け入れ、リハビリテーションや医療、介護等を提供します。
	介護医療院	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。
	介護療養型医療施設	長期にわたって療養が必要な方の入所を受け入れ、機能訓練や必要な医療、介護等を提供します。

■その他の保険給付等

給付費名等	内容
特定入所者介護サービス費	介護保険施設利用者で、所得や資産等が一定以下の方に対して、負担限度額を超えた居住費と食費の負担額が介護保険から支給されます。
高額介護サービス費	月々の自己負担額の世帯の合計額が所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険のサービス利用にかかる自己負担額について、世帯の1年間の合計が著しく高額になった場合、所得に応じて区分された上限額を超えた場合、その超えた分が介護保険から支給されます。
審査支払手数料	事業所からのサービスにかかる費用の請求にかかる審査・支払を国民健康保険団体連合会に委託する際の手数料。

用語解説（五十音順）

あ行	
ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）「情報通信技術」の略称。
アセスメント	ケアプランの作成にあたって、利用者について、その有する能力、既に提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握すること。
NPO	民間企業の営利活動とは違い、福祉・環境・まちづくり等のさまざまな分野において、ボランティア活動をはじめとする民間非営利団体。

か行	
介護給付	要介護状態（要介護1～5）にある被保険者への保険給付。予防給付とは異なり、施設サービスが受けられる。
介護認定審査会	要介護認定の審査判定を行うために設置される市町村の附属機関。保健・医療・福祉の専門家により構成され、認定調査の結果や主治医意見書等を資料に、介護の要否やその程度及びその有効期間について審査及び判定を行う。また判定に際して、サービス提供上の留意事項等の意見を付すことができる。
介護予防・日常生活支援総合事業	平成27年度制度改正によって、介護予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じ実施することが可能な地域支援事業へ移行したもの。多様な主体が参画し、サービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援を目指している。
簡易フレイルチェック	九州大学との共同研究によって開発した問診票を用いて、身体的フレイルを早期に発見すること。
基本チェックリスト	厚生労働省によって作成された生活機能評価において用いられる調査票。介護の原因となりやすい生活機能低下の危険性がないかどうかという視点で、運動、口腔、栄養、物忘れ、うつ症状、閉じこもり等の全25項目について、「はい/いいえ」で回答する。
ケアマネジメント	要介護者・要支援者のニーズを満たすため、介護サービス、地域支援事業、保健福祉サービスや地域のボランティア活動等も含めて調整し、総合的・一般的に提供されるようにするサービス提供のマネジメント。
ケアマネジャー （介護支援専門員）	要介護者等の身体的状況等に応じて、ケアプランを作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整や、ケアプラン作成後のサービス利用状況等の管理を行う人。

健康福祉センター	高齢者と障害者に対する各種の福祉サービスの提供及び市民に対する保健サービスの充実並びに市民と市民のボランティア組織の協力による福祉及び保健活動の推進等総合的な市民の福祉と健康増進に関する事業を行うための施設。
高齢者福祉施設	高齢者の相互交流及び生きがいをづくりを促進し、福祉のまちづくりを推進するための施設。

さ 行	
サロン活動	コミュニティセンター等を拠点に住民である当事者とボランティアが協働で内容を企画し、家族がいても昼夜一人きりで、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者等が、気軽に外に出て仲間づくりをしたり、一緒にレクリエーションや簡単な体操をすること等により、いきいきと生きがいをもって地域で元気に暮らせることを目指し、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動。
事業対象者	基本チェックリストにより生活機能の低下が認められ、要支援状態となるおそれがあると判断された者。
住民基本台帳	市町村において、住民の居住関係の公証（住民票の写しの交付等）、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務処理の基礎となる台帳。 (1)氏名、(2)出生年月日、(3)性別、(4)続柄、(5)転入年月日等が記載されている。
主任ケアマネジャー (主任介護支援専門員)	介護支援専門員であって、主任介護支援専門員研修を修了した者、または主任介護支援専門員研修を修了した日から起算して5年以内ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者。
新オレンジプラン	厚生労働省が関係府省庁と合同で平成27年1月策定。 団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、総合的に推進していく「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」を新オレンジプランと呼ぶ。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称。主なものとして、がん、脳血管疾患、心臓病があり、日本人の3大死因となっている。
生活支援コーディネーター	「地域支え合い推進員」とも呼ばれる。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域の様々な支え合い活動をつなげ、組み合わせる調整役の機能を果たす者のこと。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度で、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約の締結等を行う代理人等、本人を援助する者を選任する。本人が誤った判断に基づいて契約を提携した場合に、それを取り消すことができるようにする等、本人を保護するための制度。

た 行	
第1号被保険者	市町村の住民のうち、65歳以上の人。
第2号被保険者	市町村の住民のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者。
地域共生社会	平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」で掲げられた新たな福祉ビジョンで、高齢者・障害者・子ども等すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる社会をいう。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。
地域支援事業	被保険者が要介護・要支援状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が行う事業。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいを、関係者が連携して、地域住民のニーズに応じて、一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
地域包括支援センター	介護保険法に基づく、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメント等を総合的に行う機関。各市区町村に設置され、地域包括ケアシステムの中核機関でもある。
地域密着型サービス	高齢者が、介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域の中でなじみの人間関係等を維持しながら生活できるよう、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供するための仕組み。原則として保険者の区域内の住民のみが利用できる。
出前講座	市政の情報を積極的に発信することで市民の理解を深め、市民協働のまちづくりを進めるため、市民の要望に応じて、希望する時間・場所に市職員が出向き、業務の説明や専門知識を生かした話などをする。

な 行	
認知症カフェ	認知症の人やその家族が、地域住民や、介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流できる場のこと。
認知症ケアパス	認知症の人やその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。
認知症サポーター	認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。各地域で実施されている「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある、受講者には認知症サポーターの証としてオレンジ色のリストバンドが渡される。
認知症サポート医	認知症患者の主治医（かかりつけ医）を対象として、対応力の向上を図るための研修の企画・立案、および、かかりつけ医の相談役・アドバイザーとして機能する医師。認知症サポート医は厚生労働省が推進している「認知症地域医療支援事業」の一環として、都道府県や政令指定都市ごとの医師会を単位として設置される。

な 行	
認知症地域支援推進員	認知症の人への効果的な支援のために医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を持つ人。

は 行	
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存等の影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像。
包括的支援体制	地域住民の複合・複雑化したニーズ対応するため、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の相談支援に係る機関が連携し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援体制のこと。

ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

や 行	
要介護認定者 （要支援認定者）	日常生活において、介護が必要な状態の軽減や重度化の防止のために支援が必要な状態にある人（要支援者）や常時介護を必要とする状態にある人（要介護者）と認定された人。要支援者は要支援1・2に、要介護者は要介護1～5に区分される。
要配慮者	災害の危険を察知したり、救助を申請したり、災害に対する情報を理解したり、災害にどう対応すべきかについて、何らかのハンディを負っている人たちが該当する。 具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、身体障がい者（児）、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人、人工透析者など。
予防給付	介護保険における要支援認定（要支援1・2）を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。

**糸島市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画
(令和3年度～令和5年度)**

発行 福岡県糸島市

〒819-1192

福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

TEL 092-323-1111 (代表)